

酒々井町農業委員会 5月総会会議録

平成29年5月9日（火）

中央庁舎3階会議室

午後3時57分から午後4時32分まで

局長 定刻前ですが、皆様お揃いの様ですので始めさせていただきます。会議に先立ちまして、職員の異動がありましたので、紹介させていただきます。

<異動紹介>

局長 続きまして、親睦会から連絡事項がございましたらお願いします。

<石井親睦会長あいさつ>

局長 それでは、総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。

会長 本日は、田植えで忙しい時期にお集まりいただきまして有難うございます。8割方田植えが終わったかと思いますが、まだ終わっていない方もいらっしゃるかと思います。そういった忙しい中、出席していただき有難うございます。それでは、ただいまから平成29年5月の農業委員会総会を開会いたします。

会長 なお、本日の総会は、議案4件、専決処理報告1件、その他1件ですので、よろしくお願いします。

局長 議事の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、13名中、13名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、2番竹尾忠雄委員、3番石井喜久雄委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。

議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から3について、再設定ですので、一括して事務局より説明をお願いします。

局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から3について、

説明させていただきます。先ず1ページの整理番号1についてですが、貸付者は、中川在住者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場所は、中川の農地4筆で、地目は田、面積は合計で3,992㎡、利用計画は田です。賃借料は、米6俵で、10a当たり約1.5俵です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、今回は、平成24年5月1日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。続きまして、3ページの整理番号2について、説明させていただきます。貸付者は、本佐倉在住者、借受者も同じく本佐倉在住者です。設定場所は、本佐倉の農地8筆で、地目は田、面積は合計で9,146㎡、利用計画は田です。賃借料は、164,064円で、10a当たり約17,938円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、今回は、平成26年6月1日から3年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は3年ということです。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。続きまして、5ページの整理番号3について、説明させていただきます。貸付者は、千葉市在住者、借受者は、本佐倉在住者です。設定場所は、馬橋の農地2筆で、地目は田、面積は合計で3,993㎡、利用計画は田です。賃借料は、米240kgで、10a当たり米60kgです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、今回は、平成24年6月1日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、整理番号1は石井委員、整理番号2は竹田委員、整理番号3は内田委員でよろしいですか。よろしければ順番に補足説明をお願いします。石井委員からお願いします。

石井委員 現地を見て来ましたが、田植えも終わっていて、再設定ですので問題ないと思います。

議 長 整理番号2、竹田委員をお願いします。

竹田委員 再設定ですので問題ないと思います。

議 長 整理番号3、内田委員をお願いします。

- 内田委員 これも再設定ですので問題ないと思います。
- 議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。
- (質問、意見等なし)
- 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、整理番号ごとに行います。初めに、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号4について、事務局より説明願います。
- 局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号4について、説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。貸付者は、成田市在住者、借受者も同じく、成田市在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地で、地目は田、面積は1,000 m²、利用計画は田です。賃借料は、1等米

120 kgで、設定期間は、5年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、8ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は竹尾委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

竹尾委員 問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号4につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号5について、事務局より説明願います。

局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号5について、説明させていただきます。資料の9ページをご覧ください。貸付者は、伊籾在住者、借受者は、成田市在住者です。設定場所は、伊籾の農地8筆で、地目は畑、面積は合計で14,900㎡、利用計画は畑です。賃借料は、75,000円で10a当たり5,033円、設定期間は、5年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、10ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は宮田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

宮田委員 借受者と畑で話をしました。そばを作るということで、年に2回作るようです。現在もう種まきしてあって、そばの芽も綺麗に出ているので問題ないと思いますが、借受者については斉藤委員の方が詳しく知っていると思いますので、斉藤委員にお願いします。

斉藤委員 借受者は〇〇の〇〇さんという方の娘さんの旦那さんです。他の場所でもそばを広く耕作している方なので問題ないと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議 長 3町歩以上耕作しているようですが、この面積は全部そばを作っているのですか。

斉藤委員 はい。年間で2トン穫れるようです。

議 長 相当な面積でそばを作っているようですね。他にありませんか。特にないようですので、これから採決を行います。第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号5について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 酒々井町農業委員会会議規則の一部改正（案）についてを議題とし、事務局より説明をお願いします。

局 長 第2号議案 酒々井町農業委員会会議規則の一部改正（案）について、説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。本案件は、平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正されたことにより、農業委員の選出方法が、選挙による選出「公選制」から、町議会の同意を得て町長が任命する「任命制」に改められたほか、農地利用最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を推進するための農地利用最適化推進委員を農業委員会の委嘱により設置することとなったため、文言や根拠条項の変更等、酒々井町農業委員会会議規則の一部を改正しようとするものです。詳細につきましては、担当より説明させますのでよろしくお願いします。

議 長 それでは、詳細について、担当者より説明願います。

高橋主任主事 それでは、酒々井町農業委員会会議規則の一部改正（案）の詳細について説明させていただきます。改正内容につきましては、12～14ページに概要が記載されておりますが、15、16ページの新旧対照表を用いて説明させていただきますと思います。まず第6条の「議席の決定」ですが、第1項中、委員の議席は、「一般選挙後」の最初の総会においてくじで定めるとありますが、「一般選挙後」という文言を「委員の任期満了に伴う町長による委員の任命後」に改めます。また、同条第2項中、「欠員補充等により新たに就任した委員の議席は、その前任者の議席とする」とありますが、「欠員補充等により新たに就任した」という文言を「前項の総会后、欠員補充等により新たに町長により任命された」に改めます。次に、第7条の「議長」ですが、第3項中、「一般選挙後」初総会の議長は、年長の委員が臨時に議長の職務を行うとありますが、第6条と同じく、「一般選挙後」という文言を「委員の任期満了に伴う町長による委員の任命後」に改めます。次に、第10条の「総会の成立」ですが、総会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、「農業委員会等に関する法律第24条第1項」の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができなくなるときは、この限りでないとあります。この根拠規定について、法改正に基づき、「農業委員会等に関する法律第24条第1項」から「同法第31条第1項」へ改めます。最後に、16ページの第24条ですが、新しく設置される農地利用最適推進委員は総会に出席し、担当区域内における農地等の利用最適化の推進について意見を述べるができるため、「出席した農地利用最適化推進委員の氏名」を議事録に記載する旨、第3号に規定します。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局から説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第2号議案 酒々井町農業委員会会議規則の一部改正（案）について、事務局案のとおり改正することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、酒々井町農業委員会会議規則につきましては、事務局案のとおり改正することに決定します。
- 議 長 次に、第3号議案 酒々井町農業委員会事務局規定の一部を改正する訓令(案)についてを議題とし、事務局より説明をお願いします。
- 局 長 第3号議案 酒々井町農業委員会事務局規定の一部を改正する訓令(案)の制定について説明させていただきます。資料の17、18ページをご覧ください。本案件は、農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用最適化の推進が農業委員会の重点業務となったことに伴い、酒々井町農業委員会事務局規定の一部を改正しようとするものです。詳細につきましては、担当より説明させますのでよろしくをお願いします。
- 議 長 それでは、詳細について、担当者より説明願います。
- 高橋主任主事 それでは、酒々井町農業委員会事務局規定の一部を改正する訓令(案)の制定の詳細について説明させていただきます。改正内容につきましては、資料の19ページに概要が記載されておりますが、20～22ページの新旧対照表を用いて説明させていただきたいと思っております。資料の20ページをご覧ください。先ず、第4条の事務分掌ですが、第10号に「農地等の利用の最適化の推進に関する事」を追加するとともに、第11号の「農業及び農民についての意見の公表及び行政庁に対する建議、又はその諮問に応じたの答申に関する事」につきましては、建議等に関する業務がなくなりましたので、「関係行政機関等に対する意見の提出に関する事」に改めます。また、農業委員会委員選挙人名簿に係る事務を削除するとともに、第10号以降を1号ずつ繰り下げます。次に、資料の21ページをご覧ください。第10条の立入証ですが、「農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第2項」及び農地法(昭和27年法律第229号)第14条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式のとおりとするとありますが、「農業委員会に関する法律第29条第2項」を「農業委員会に関する法律第35条第2項」に改めます。また、立入証(別記様式第10)の内容につきましても、改正法に従い、農業委員会に関する法律第29条から第35条へ改めるほか、推進委員を記載します。立入証の様式につきましては、18ページをご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。
- 議 長 事務局から説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第3号議案 酒々井町農業委員会事務局規定の一部を改正する訓令(案)について、事務局案のとおり改正することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、酒々井町農業委員会事務局規定につきましては、事務局案のとおり改正することに決定します。

議 長 次に、第4号議案 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

局 長 第4号議案 「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)について説明させていただきます。本案件は、平成28年度の農業委員会の活動について、点検・評価を行うとともに、平成29年度の農業委員会活動計画を策定し、農業委員会の承認を求めるものでございます。なお、従来はホームページにより農業者等から意見を募集し、活動計画に反映させておりましたが、県からの通知により行わなくてよいこととなっております。詳細につきましては、担当より説明させますのでよろしくをお願いします。

議 長 それでは、詳細について、担当者より説明願います。

高橋主任主事 それでは、「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)の詳細について説明させていただきます。はじめに、「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてですが、資料の23ページをご覧ください。Ⅰ 農業委員会の状況につきましては、平成29年3月末現在の、酒々井町内農地面積、農家数、農業委員数の状況についてでございます。次に、資料の24ページをご覧ください。Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、目標4.8haに対して、20haの実績となり、集積が推進されました。今後も、農地利用集積制度の周知等を通じ、担い手への農地利用集積を図る必要があると考えられます。次に、資料の25ページをご覧ください。Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、参入実績が0経営体でしたが、今後も新規参入希望者にあっせん依頼のあった農地を紹介するほか、農地所有適格法人の設立の際、助

言・指導を行うなど、若い農業者等の掘り起こしに力を入れる必要があると考えられます。次に、資料の 26 ページをご覧ください。Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、遊休農地面積が 50.4 h a で、解消目標をその 5% の 2.5 h a としましたが、解消実績は 1.9 h a でした。目標達成に向けた活動については項目の 3 に記載のとおりです。次に、資料の 27 ページをご覧ください。Ⅴ 違反転用への適正な対応につきましては、違反転用面積が 0.02 h a となっておりますが、活動としましては、農業委員及び事務局による農地パトロールや県との合同パトロールを実施しました。次に、資料の 28 ページをご覧ください。Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきましては、農地法第 3 条に基づく許可事務及び (2) 農地転用に関する事務において、申請時に申請書類の確認を行うほか、総会時に申請人からの説明を求め、農業委員全員による現地確認を実施しております。資料の 29 ページをご覧ください。(3) 農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、管内の 1 法人から事業報告がされています。(4) 情報の提供等につきましては、1 月から 12 月までに農用地利用集積計画で利用権設定された賃借料について、町のホームページ等に掲載しています。次に、資料の 30 ページをご覧ください。Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、記載されている項目についての要望はございません。Ⅷ 事務の実施状況の公表等につきましては、総会議事録や活動計画の点検・評価の公表をホームページにおいて行っております。続きまして、「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について説明させていただきます。資料の 31 ページをご覧ください。農業委員会の状況につきましては、平成 29 年 4 月 1 日現在の、町内農地面積、農家数、農業委員数の状況についてでございます。次に、資料の 32 ページをご覧ください。Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、平成 29 年度の目標は 5 h a で、新たな担い手の掘り起こしを行うなど、利用集積計画の増加を目指す計画でございます。Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、平成 28 年度と同様 2 経営体の参入を目標としており、活動計画については記載のとおりです。次に、資料の 33 ページをご覧ください。Ⅳ 遊休農地に関する措置につきましては、遊休農地 44.6 h a のうち 5% 程度の 2.5 h a の解消を目指す計画となっております。今後、耕作者の高齢化等により遊休農地の増加が懸念されることから、日常的な調査及び指導が重要になると考えられます。Ⅴ 違反転用への適正な対応につきましては、農地パトロールを強化し、違反転用の早期発見に努めるとともに、違反転用事案に関しては、県に対し強い要請を行う計画でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局から説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さん

で何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第4号議案 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、平成28年度目標の点検・評価及び平成29年度活動計画につきましては、事務局案のとおりとすることに決定します。

議 長 次に、専決処理報告に移ります。農地法第18条第6項の規定による通知について、報告をお願いします。

局 長 農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。資料の34ページをご覧ください。これは、期間満了前に賃貸借を解約したときは、農業委員会に通知しなければならないという規定に基づくものです。賃貸人は、上岩橋在住者、賃借人も同じく、上岩橋在住者です。届出地は、上岩橋の農地、地目は田、面積は1,470㎡です。備考ですが、本貸借は、農用地利用集積計画によるもので、平成26年3月1日に告示し、平成31年2月28日までの賃貸借でしたが、賃借人から賃貸人に解約を申し入れたところ、合意解約に至ったとのこと。位置につきましては、35ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

竹尾委員 合意解約に至った理由は何かあったのでしょうか。

局 長 ○○の関係です。

議 長 他に何かありませんか。他にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

- 議 長 次に、その他について、事務局から何かありましたらお願いします。
- 局 長 農業委員会委員候補者評価委員での委員候補者選考結果について説明
高橋主任主事 農業委員活動記録ノートについて説明
- 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。
- 局 長 5日の月曜日はいかがでしょう。
- 議 長 ただ今、5日の月曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、5日の月曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。